

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二〇七
- 公金の収納の事務を委託した件 二〇七
- 告 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二〇六
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 二〇九
- 調理師試験を実施する件 二〇九
- 製菓衛生師試験を実施する件 二〇九

告 示

福島県告示第二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十六年五月七日から同年九月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十二月二十四日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六百六十一平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百三十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 七十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 百四十四平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十五立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
別紙書面のとおり
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 二か所
（二）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
 - 七 届出年月日
平成二十六年四月二十三日
- （「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十六年五月七日
 福島県知事 佐藤 雄平

一 委託した事務の範囲及び内容
 福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ケ入六一番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四二番地
会津北部森林組合	喜多方市字舞台台田三二二八番地八
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇番地
会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六番地
田島森林組合	同 郡南会津町田島字後原甲三五八六番地
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字町下二五九一番地
伊南村森林組合	同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇番地

館岩村森林組合	同 郡同 町松戸原五一番地
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四番地
飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三番地
双葉地方森林組合	一 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地
いわき市森林組合	いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県郡山地区木材製材協同組合	郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇
東白製材協同組合	東白川郡塙町大字台宿字下福沢三八五番地一
福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市勿来町窪田道作三三番地

公 告

三 収納の事務を委託する期間
 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
 (林業振興課)

公告第三百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月七日
 福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十六年四月十六日
- 二 名称
 特定非営利活動法人福島市レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名
 渡邊 武男
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県福島市黒岩字田部屋五十三番地五

五 定款に記載された目的
この法人は、レクリエーションの総合的な普及振興を図り、市民の福祉向上と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第三百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十六年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル上荒川店 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千八百七十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十六年五月八日
- 五 届出年月日
平成二十六年四月二十一日
- 六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公告第三百二十三号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十六年調理解験試験を次のとおり実施する。
平成二十六年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験期日
平成二十六年七月二十九日(火)午前十時から正午まで
- 二 試験場所
福島市山居上三番地 学校法人東稜学園福島東稜高等学校
須賀川市岩瀬森四十六番地 須賀川市立第二中学校
白河市中田百四十番地 白河市産業プラザ人材育成センター
会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地 福島県立会津学鳳中学校
の
南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地 福島県立テクノアカデミー浜
の百十二

いわき市平字梅本十五番地 福島県いわき合同庁舎

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十六年五月二十六日(月)から同年六月六日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室生活衛生課に問い合わせること。
(食品生活衛生課)

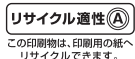
公告第三百三十四号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)第四条第一項の規定により、平成二十六年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成二十六年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験期日
平成二十六年七月二十九日(火)午前十時から正午まで
- 二 試験場所
福島市山居上三番地 学校法人東稜学園福島東稜高等学校
須賀川市岩瀬森四十六番地 須賀川市立第二中学校
白河市中田百四十番地 白河市産業プラザ人材育成センター
会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地 福島県立会津学鳳中学校
の
南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地 福島県立テクノアカデミー浜
の百十二
- 三 受付期間等
いわき市平字梅本十五番地 福島県いわき合同庁舎
- 四 受験手数料
受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。
- 五 その他
試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷